

伊丹市子育て支援シンボルキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市子育て支援シンボルキャラクター「すくすくちゃん」(以下「シンボルキャラクター」という。)の使用に関して必要な事項を定め、シンボルキャラクターの適正な普及を確保することにより、本市における子育て支援のイメージの共有と統一を図り、施策の活性化に資することを目的とする。

(シンボルキャラクターの図柄)

第2条 シンボルキャラクターの図柄は、別図のとおりとする。

(使用承認の申請)

第3条 シンボルキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ伊丹市子育て支援シンボルキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、伊丹市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本市の機関又は国若しくは兵庫県が使用するとき。
- (2) 報道機関が市政に関する報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は子育て支援施策の正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与える恐れがあると認められるとき。
- (4) その他市長がシンボルキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、伊丹市子育て支援シンボルキャラクターの使用(内容変更)承認書(様式第2号)により、使用を承認しないときは伊丹市子育て支援シンボルキャラクター等使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 シンボルキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用状況の確認)

第6条 使用状況の確認のため、承認に係る物品等の完成品の写真又は完成品を使用開始前に市長に提出しなければならない。

(承認内容の変更の申請)

第7条 シンボルキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、伊丹市子育て支援シンボルキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、伊丹市子育て支援シンボルキャラクター使用(内容変更)承認書(様式第2号)により、使用を承認しないときは伊丹市子育て支援シンボルキャラクター等使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 シンボルキャラクターを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルキャラクターのデザインを改変しないこと。
- (2) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (3) 別紙に定められた色とする。ただし市長が特に認めた場合は、単色を使用することができる。
- (4) 縦横比の変更はしないこと。
- (5) シンボルキャラクターデザインの一部使用をしないこと。
- (6) シンボルキャラクターデザインの向きを上下、左右、反転しないこと。

(承認の取消し)

第9条 市長は、シンボルキャラクターの使用がこの要綱又は第4条第1項第4号の承認の条件に違反していると認めるときは、当該シンボルキャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、伊丹市子育て支援シンボルキャラクター使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、シンボルキャラクターの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- 2 シンボルキャラクターの使用承認を受けた者が、シンボルキャラクターの使用によって、第三者に対して損害を与えた場合においても、市はその損害賠償、責めを一切負わない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、シンボルキャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

別紙

別図（シンボルキャラクターの図柄）

伊丹市シンボルキャラクター すくすくちゃん



別図の色指定

部位	色	4原色配合率
すくすくちゃんの顔	薄橙色	C : 0% M : 20% Y : 35% B K : 0%
すくすくちゃんの双葉(髪)	緑色	C : 80% M : 0% Y : 80% B K : 0%
すくすくちゃんのみ	濃茶色	C : 30% M : 65% Y : 90% B K : 60%
すくすくちゃんの口	赤色	C : 0% M : 90% Y : 100% B K : 0%
すくすくちゃんのほっぺ	橙色	C : 0% M : 50% Y : 85% B K : 0%
すくすくちゃんの手	濃橙色	C : 0% M : 40% Y : 45% B K : 0%
すくすくちゃんの胴体	赤色	C : 0% M : 90% Y : 100% B K : 0%
すくすくちゃんの足	薄橙色	C : 0% M : 20% Y : 35% B K : 0%
すくすくちゃんの周囲の丸(大)	緑色	C : 80% M : 0% Y : 80% B K : 0%
すくすくちゃんの周囲の丸(小)	黄色	C : 0% M : 20% Y : 95% B K : 0%
「すくすくちゃん」の「す」	緑色	C : 80% M : 0% Y : 80% B K : 0%
「すくすくちゃん」の2文字目の「く」	橙色	C : 0% M : 50% Y : 85% B K : 0%
「すくすくちゃん」の4文字目の「く」	赤色	C : 0% M : 90% Y : 100% B K : 0%
「すくすくちゃん」の「ちゃん」	黒色	C : 0% M : 0% Y : 0% B K : 100%

C : CYAN M : MAGENTA Y : YELLOW B K : BLACK